

連結中間納付額の調整計算に関する明細書

| | | | |
|----------------------------|--------|-----|--|
| 連 結 事 業 年 度 | ・ ・ | 法人名 | |
|----------------------------|--------|-----|--|

別表十八の二付表一 平二十三・六・三十以後提出分

| | | | | | | | | |
|---|---|---|----|---|--|----|----|----|
| 前 連 結 事 業 年 度 の 法 人 税 額 | 法 人 税 額 | 1 | 円 | 仮 計 (4) + (10) (マイナスの場合は0) | 11 | 円 | | |
| | 同上のうち土地譲渡税額 及びリース特別控除取戻税額 | 2 | | | 連 結 法 人 以 外 の 法 人 に 係 る 調 整 額 の 計 算 | | 12 | |
| | 差引法人税額 (1) - (2) | 3 | | | | | 13 | |
| 前 期 実 績 基 準 額 (別表十八の二付表二「4」)又は $(3) \times \frac{6}{}$ | | 4 | | | 14 | | | |
| 連 結 法 人 に 係 る 調 整 額 の 計 算 | 加 算 | 連結納税の承認の取消し による加算調整額 (別表十八の二付表二「7」) | 5 | | 連 結 法 人 以 外 の 法 人 に 係 る 調 整 額 の 計 算 | 15 | | |
| | | 前期の連結内合併又は残余 財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「8」) | 6 | | | | 16 | |
| | | 当期の連結内合併又は残余 財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「16」) | 7 | | | | | |
| | 前期の分割型分割 による加算調整額 (別表十八の二付表三「19」) | 8 | | 17 | | | | |
| | 減 算 | 連結納税の承認の取消し による減算調整額 (別表十八の二付表二「8」) | 9 | | | | | 18 |
| | | 連結法人に係る調整額の合計 (5) + (6) + (7) + (8) - (9) | 10 | | | | | |

別表十八の二付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が法第81条の19第1項（第1号イ又はロに係る部分に限ります。）若しくは第2項から第6項まで《連結中間申告》又は平成22年改正前の法第81条の19第2項から第6項まで《連結中間申告》若しくは平成22年改正前の令第155条の47第1項《連結中間納付額の調整》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 前連結事業年度に措置法第68条の67第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額 2」には、当該前連結事業年度の別表一の二(一)「10」の外書の金額又は別表一の二(三)「8」の外書の金額を加えた金額を記載します。
- 3 「前期実績基準額
(別表十八の二付表二「4」)又は $(3 \times \frac{6}{4})$ 」⁴」は、当該連結事業年度が最初の連結事業年度である場合には「又は $(3 \times \frac{6}{4})$ 」を消し、当該連結事業年度が最初の連結事業年度以外の連結事業年度である場合には分母の空欄に前連結事業年度の月数を記載した上で、「(別表十八の二付表二「4」)又は」を消します。